

OCT ソリューションサービス基本要綱（第2.1 版）

第1章 総則

第1条(目的)

- 沖縄セルラー電話株式会社(以下「当社」といいます。))は、この OCT ソリューションサービス基本要綱(以下「本要綱」といいます。))に基づき、お客様にソリューションサービス(以下「本サービス」といいます。))を提供します。
2. 本サービスとは、次の各号に定めるサービス(以下これらを個別に「対象サービス」といいます。))の総称であり、当社は、お客様の申込み内容に応じ、対象サービスを単体で又は複数の対象サービスを組み合わせたとえで、本サービスとして提供します。なお、対象サービスに適用される契約条件の詳細は、本章のほか、次の各号に記載された各章(以下「各章」といいます。))に定めたとおりとします。
- (1)第2章 機器販売サービス(売買契約):(i)通信機器等のハードウェア、(ii)プログラム等のソフトウェア、(iii)通信モジュール単体(当社が別途指定する通信モジュール単体(以下「当社指定通信モジュール」といいます。))を含むものとし、以下同様とします。))及び(iv)通信モジュール関連機器(通信モジュール用アンテナ又は通信モジュール単体を組み込んだ機器のことをいい、当社が別途指定する通信モジュール関連機器(以下「当社指定通信モジュール関連機器」といいます。))を含むものとします。なお、当社指定通信モジュール及び当社指定通信モジュール関連機器と併せて、「当社指定通信モジュール等」といいます。また、通信モジュール関連機器と通信モジュール単体と併せて、以下「モジュール機器」といいます。))並びに(v)その他の物品(以下、総称して「対象物」といいます。))の販売。
- (2)第3章 機器レンタルサービス(賃貸借契約):対象物のレンタル。
- (3)第4章 請負型サービス:対象物又は通信ネットワーク等の設計、開発、構築、環境設定等を行うサービス及びその他請負契約により提供されるサービス。
- (4)第5章 準委任型サービス:コンサルティングサービス、サポートサービス、マネージドサービス及びその他準委任契約により提供されるサービス。
- (5)第6章 建設業工事サービス:電気通信設備等に関する建設業法に基づく工事の設計、施工等。
3. 当社がお客様に提供する本サービスの具体的な内容は、当社所定の申込書その他本契約(第2条第1項に定めます。))の締結の申込みを目的としてお客様が当社に対して提出する書面(以下「申込書」といいます。))、申込請書(以下「請書」といいます。))又は当社発行の見積書(以下「見積書」といいます。))その他別途当社所定の仕様書、要領書、取扱説明書若しくは運用保守要領書(以下、申込書、請書、見積書、仕様書、要領書、取扱説明書及び運用保守要領書と併せて「申込書等」といいます。))に定めたとおりとします。

第2条(本契約)

- 本サービスの提供に係るお客様と当社との間の契約(以下「本契約」といいます。))は、別段の合意がある場合を除き、お客様が当社に対して申込書の提出(以下「本申込」といいます。))を行い、かつ当社がこれを受領した日から起算して5営業日以内にお客様に何らの通知を行わなかったときは、本申込に対する当社の承諾の意思表示があったものとして、成立するものとします。但し、本申込が対象とする本サービスに建設業工事サービスが含まれる場合、これに係る本契約は、当該本申込に対して当社が当社所定の書面(請書を含みます。))による承諾の意思表示を行うことにより成立するものとします。
2. 本要綱は、本章及び各章の組合せにより構成されます。なお、本章の規定と各章の規定とが抵触する場合は、各章の規定が優先して適用されるものとし、本要綱の内容と申込書等の内容とが抵触する場合は、申込書等の内容が優先して適用されるものとします。
3. 当社は、当社が次の各号に該当すると判断した場合には、本申込を承諾しない場合があります。
- (1)本申込に係る申告内容その他のお客様が当社に提供した情報に虚偽若しくは不備又はそれらのおそれがあるとき。
- (2)お客様が、当社の提供するサービス(本サービスを含みますが、これに限られません。以下本項において同じとします。))の利用に係る契約の解除若しくは当該サービスの利用停止等を受けたことがあるとき又は現に受けているとき若しくはそのおそれがあるとき。
- (3)お客様が、当社の提供するサービスの利用に係る契約に違反する行為若しくは違反のおそれのある行為を行ったことがあるとき又は現に行っているとき。
- (4)お客様が、本サービス又は当社の提供する他のサービスの料金その他手続きに関する費用等の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (5)本サービスを提供することが技術面等において著しく困難なとき。
- (6)その他、当社の業務遂行上支障があるとき又はそのおそれがあるとき。

第3条(本料金等)

- お客様は、本サービスの料金(出張費、運送費、通信費等の一切の費用を含み、以下「本料金」といいます。))並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を、申込書等又は当社が発行する請求書に従い、当社に支払うものとします。
2. 当社は、申込書等に別段の定めがある場合を除き、月額料金又は年額料金による本料金について、日割計算又は月割計算は行わず、お客様は、全額の支払いを要するものとします。なお、本契約がお客様により解約された場合又は当社により解除された場合も同様とします。
3. 本契約に関してお客様が当社に対して支払う金銭債務につき、その支払期日までに全額の支払いがなされなかった場合、お客様は、当該支払期日の翌日から完済の日までの日数に応じ、1年を365日として年利14.6%の割合で計算した額を、遅延損害金として、当社に支払うものとします。
4. 本料金その他の債務に係る当社からの請求は、本要綱、当社が別に定める「ご請求に関するお手続き」(<https://biz.kddi.com/support/payment/>)、当社の「『ご請求統合』に係る取扱い規約」、「Web de 請求書ご利用規約」又は「『KDDI まとめて請求』に係る取扱い規約」その他当社が別に定めるところにより行われるものとします。

5. 当社は、法令・規則の制定・改廃、燃料費・人件費・調達価格等の変動、為替変動、物価上昇等の経済事情の変化又は本サービスの品質向上を目的とした設備投資等によって、本サービスの提供に係る費用が増加したときは、お客様に対し、変更の効力が発生する日の3ヶ月前までにその理由を明示して通知(電磁的方法による場合を含みます。))を行うことにより、必要と認められる金額の範囲内に限り、本料金を変更することができるものとします。

第4条(契約期間)

- 本契約の有効期間(以下「契約期間」といいます。))は、申込書等に定めたとおりとします。但し、第3章に定める機器レンタルサービス並びに第5章に定めるサポートサービス及びマネージドサービスについては、申込書等に別段の定めがある場合を除き、契約期間満了日の2ヶ月前までにお客様又は当社から相手方に対し書面で別段の意思表示をしない限り、契約期間は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とします。
2. 前項の定めに関わらず、当社及びお客様は、契約期間中であっても、解約しようとする日の2ヶ月前(但し、「第6章 建設業工事サービス」については、解約しようとする日の1週間前)までに、相手方に対し書面で通知することにより、本契約を解約することができます。
3. 前項の定めに関わらず、「第3章 機器レンタルサービス」及び「第5章 準委任型サービス」等、申込書等に最低利用期間等(以下「最低利用期間等」といいます。))の定めがある場合であって、かかる本契約の解約がお客様により最低利用期間等内になされるときは、お客様は、当社が別に定める解約調整金を一括して当社に支払うものとします。
4. 最低利用期間等の起算日又は起算月は、各対象サービスにおける本料金の課金開始日又は課金開始月(契約期間が延長された場合は、契約期間延長後の本料金の課金開始日又は課金開始月を指します。))とします。

第5条(納品及び納品書兼作業完了通知書の提出)

- 当社は、本サービスの内容としてお客様に納入すべき目的物(「第2章 機器販売サービス」に定める「対象販売機器等」、「第3章 機器レンタルサービス」に定める「レンタル機器等」、「第4章 請負型サービス」に定める「対象成果物」及び「第6章 建設業工事サービス」に定める「本件工事成果」を指し、以下、総称して「目的物等」といいます。))があるときは、申込書等所定の納期までに、申込書等所定の納品場所において、申込書等所定の目的物等の納品(「第4章 請負型サービス」及び「第6章 建設業工事サービス」における搬入、交付、インストール、設置、環境設定並びに現地調整等を含み、以下「納品」といいます。))を行います。
2. お客様は、当社から要請があった場合、納品前に、仕掛り中の目的物等の内容等の確認を行うものとします。
3. 当社は、納品後速やかに、納品場所等において、当該納品に係る納品書兼作業完了通知書をお客様に交付します。

第6条(本サービス、目的物等、提出物の変更等)

- 当社は、納期までに全ての目的物等の納品が完了しないと見込まれるときは、遅滞なくその旨を書面によりお客様に通知し、新たな納期を協議のうえ設定するものとします。
2. 当社の責めに帰すべからざる事由による目的物等の納期の遅延に関しては、当社は、損害賠償責任その他の責任をお客様に対して負いません。
3. お客様の都合その他当社の責めに帰すべからざる事由により、(i)本サービス又は目的物等若しくは提出物(第57条第1項に定めたとおりとします。以下同様とします。))の内容変更若しくは仕様変更、又は(ii)目的物等に係る納期の延長等が生じた場合であって、申込書等に記載された金額を超える追加の料金(以下「超過料金」といいます。))が発生したときは、当社は、お客様に対し、第3条に定める本料金に加え当該超過料金を請求することができるものとします。
4. 前項に定める超過料金について、速やかにお客様と当社の間で合意が成立しない場合、当社は、お客様に対し、当社所定の基準に基づき、それまでに実施した本サービスに係る業務の割合に応じた本料金の支払いを請求するとともに、本サービスの提供を直ちに中止し、又は本契約を解除することができるものとします。
5. 当社が本サービスの提供に係る準備(目的物等の調達を含みますが、これに限られません。))に着手した後にお客様の都合その他当社の責めに帰すべからざる事由により本契約が解約された場合、当社は、第4条第3項に定める解約調整金が発生するときはそれに加えて、当該本サービスに係る本料金に相当する金額その他当社に生じた損害をお客様に請求できるものとします。

第7条(検査及び引渡し)

- お客様は、目的物等が納品された日(以下「納品日」といいます。))以降、速やかに、別途定める仕様に基づき検査を行い、検査に合格したときは、その旨を記載した書面(以下「検査合格書」といいます。))を速やかに当社に交付するものとします。なお、お客様が、当社に対し、納品日から起算して7日以内に第9条第1項に基づき検査に不合格である旨を書面で通知しないときは、当該期間の経過をもって検査に合格したものとみなします。
2. 目的物等が前項に定める検査に合格したときをもって、当社のお客様に対する目的物等の引渡し(以下「引渡し」といいます。))があったものとします。
3. 前二項の定めに関わらず、モジュール機器については、納品が行われた日をもって引渡しがあったものとします。

第8条(準委任型サービスにおける検査合格書及び納品書兼作業完了通知書の交付)

- 当社は、第5章に定める準委任型サービスの提供の開始後、速やかに、当該準委任型サービスの提供の開始を通知する書面として納品書兼作業完了通知書をお客様に交付します。
2. お客様は、第5章に定める準委任型サービスを利用する場合、当該準委任型サービスの提供が開始された時点以降、速やかに、当該サービスの提供開始日を確認したうえで検査合格書を当社に交付するものとします。お客様は、本条に定める検査合格書が、第5章に定める準委任型サービスの提供開始日を当社との間で確認する趣旨でお客様が交付するものであることを確認し、検査合格書の当社への交付を拒絶すること

- ができないものとし、
3. 前項の定めにかかわらず、お客様が、第5章に定める準委任型サービスの提供が開始された日から起算して7日以内に検査合格書を交付しないときは、当該期間の経過をもって検査合格書が交付されたものとみなします。
- 第9条(不合格)
- お客様は、別途定める仕様に基づく検査の結果、不合格と合理的に認めるときは、直ちにその旨を当社に書面で通知し、相当の期限を定めてその改善措置を当社に対して請求することができるものとします。
2. 当社は、お客様から改善措置を請求された場合であって、当該措置を行うことが合理的であると判断したときは、当社の費用負担において改善措置を行い、お客様の再度の検査(以下「再検査」といいます。)を受けるものとします。
3. 第7条、本条第1項及び前項の規定は、再検査を行う場合に準用します。
- 第10条(特別採用)
- お客様は、前条の定めにかかわらず、検査又は再検査の結果、目的物等に係る不備の程度が軽微で、お客様が目的物等を使用するうえで支障がないと認められるときは、検査合格書を当社に交付することができるものとします。この場合、お客様は、当該目的物等について申込書等所定の本料金の一部を減額することを当社に請求することができるものとし、当社は、その請求を相当と認めるときは、本料金の一部の減額に応じます。
2. お客様は、前項の定めにより検査合格書を交付するときは、その旨特記するものとし、当該検査合格書の交付をもって、目的物等の引渡しがあったものとします。
3. 第1項に基づく本料金減額の対象となった不備については、第13条は適用されないものとします。
- 第11条(危険負担)
- 納品前に生じた目的物等の滅失、毀損又は変質等については、お客様の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社の負担とします。納品後に生じた目的物等の滅失、毀損又は変質等については、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客様の負担とします。
- 第12条(所有権の移転)
- 「第2章 機器販売サービス」に定める「対象販売機器等」、「第4章 請負型サービス」に定める「対象成果物」及び「第6章 建設業工事サービス」に定める「本件工事成果」に係る所有権は、引渡し完了したときをもって、当社からお客様へ移転するものとします。但し、当社指定通信モジュール及び通信モジュール関連機器(当社指定通信モジュールを組み込んだものに限ります。)に内蔵された組込みSIMの所有権は、当社に留保されるものとします。
- 第13条(契約不適合責任)
- 当社が本条に定める契約不適合責任を負う期間(以下「契約不適合責任期間」といいます。)(は、目的物等の引渡しがあった日より1年間に限るものとします。但し、当社指定通信モジュール等に係る契約不適合責任期間は、モジュール販売要領書(第34条の2第1項に定義します。))において、本項に定める期間と異なる期間が記載された場合、モジュール販売要領書に記載の期間に従うものとします。
2. お客様は、目的物等の引渡し後、当該目的物等に引渡し前の原因によって生じた申込書等に明示されたものとの不一致(以下「契約不適合」といいます。)を発見し、かつ当該目的物等の契約不適合責任期間内に書面により当社に対してその旨を通知した場合に限り、修補、代替品との交換又は本料金の一部の減額のいずれか(以下「追完等」といいます。)を当社に請求することができ、当社は、当社の選択及び費用負担により、追完等を行うものとします。但し、追完等について、当社が負担する費用及び減額される本料金の総額は、いかなる場合であっても、第22条にて明示的に規定された金額を超えないものとし、追完等にあたりこれを超える費用が必要となる場合、当該超過金額についてはお客様が負担するものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、目的物等について製造元等による修補、代替品との交換、返金等の保証条件が付されている場合には、お客様は当該保証条件の定めるところに従い、製造元等に対して直接請求し、当該製造元等との間で解決するものとします。
4. 目的物等に関して当社が負担する契約不適合責任の内容については、全て本条の定めるところによるものとします。
- 第14条(業務従事者に対する指揮監督権)
- 本サービスの業務に従事する者(以下「本件従事者」といいます。))に対する指揮、監督は、全て当社が行うものとします。
- 第15条(情報及び施設等の提供)
- お客様は、当社から請求があったときは、当社が本サービスを提供するために必要な情報を、当社に無償で提供します。
2. お客様は、当社が本サービスを提供するために必要なスペース、備品及び帳票等の消耗品をお客様の費用負担において用意し、当社に無償で提供するとともに、当社が本サービスを提供するために必要となる電力、電話及び通信回線等の使用料を負担するものとします。
- 第16条(納品場所等への立入り)
- 本件従事者は、本サービスの提供にあたり必要な作業を行うため、お客様の承諾を得て目的物等の納品場所又は本サービスに係る業務の遂行場所等に立ち入ることができるものとします。
- 第17条(再委託)
- 当社は、本サービスの提供に係る作業の全部又は一部を第三者に再委託し又は請け負わせること(以下「再委託」といいます。))ができます。
2. 当社は、再委託を行った場合、当該第三者(以下「再委託先」といいます。))が本契約に基づく義務を履行することについて、お客様に対して責任を負います。
- 第18条(秘密の保持)
- お客様及び当社は、予め相手方の書面による承諾を得ない限り、本契約の履行に際して知り得た相手方の営業上、技術上その他の業務上の情報を第三者(当該情報を知るべき必要性を有するお客様又は当社の役員及び従業員、関係会社の役員及び従業員並びに再委託先を除きます。))に開示し又は本契約を履行する目的以外で使用できません。但し、次の各号に掲げるものであって、そのことを証明できるものは、この限りではありません。
- (1) 相手方から開示を受けた際、既に公知であったもの、又はその後、自らの責めに帰すべからざる事由によって公知になったもの。
- (2) 相手方から開示を受けた際、既に自ら保有していたもの。
- (3) 自ら独自に開発したもの。

- (4) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したものの。
- (5) 法令上の要請又は政府機関からの要請により開示が義務付けられたもの。
2. お客様及び当社は、その役員及び使用人並びに再委託先の従業者等の第三者に対し、前項の秘密保持義務を遵守させるものとします。
3. 前項の定めは、当該本契約に基づく当社のお客様に対する本サービスの提供が全て終了した後も有効であるものとします。
- 第18条の2(お客様情報の利用)
- 当社は、本サービスの提供に関しお客様から取得した氏名若しくは名称・電話番号・住所若しくは居所・メールアドレス又は請求書の送付先等の情報(以下本条において「お客様情報」といいます。))を、本契約の締結、本サービスの提供、本料金の適用又は本料金の請求その他本サービスの提供に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。
- (注)本サービスの提供に係る業務の遂行上必要な範囲での利用には、お客様情報を再委託先に提供する場合を含みます。
2. 前項に定めるほか、本サービスに関して取得した個人情報の取扱いについては、当社の定める「プライバシーポリシー」(<https://corp.okinawa-cellular.jp/corporate/disclosure/privacypolicy/>)が適用されます。
- 第19条(反社会的勢力の排除)
- お客様及び当社は、相手方に対し、本契約の締結時において、自己(その代表者、役員若しくは実質的に経営を支配する者又は従業員を指します。))又は代理若しくは媒介をする者その他の関係者が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。))第2条第2号に定める暴力団をいいます。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に定める暴力団員をいいます。)、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者及びこれらの者と密接な関わりを有する者(以下、併せて「反社会的勢力」といいます。))に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。
2. お客様及び当社は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫の行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを表明し保証します。
- 第20条(契約解除)
- お客様及び当社は、相手方が本要綱又は本契約に違反した場合であって、相手方に対し書面により相当の期間を定めて是正の催告を行ったにもかかわらず、当該期間を経過してもなおかかる違反が是正されないときは、本契約を解除することができるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、お客様又は当社は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何ら事前の通知又は催告を要せず、即時に本契約を解除することができます。
- (1) お客様が本要綱又は本契約に定める本料金等の支払債務の履行を遅延したとき。
- (2) 重大な本要綱又は本契約違反の事実があったとき。
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき又は租税滞納処分を受けたとき。
- (4) 破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。
- (5) 合併によらず解散しようとしたとき又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
- (6) 自己振出手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。
- (7) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- (8) その他当社においてお客様が本要綱又は本契約に定める債務を履行することが合理的理由に基づき不可能又は困難であると認めるとき。
- (9) 相手方又はその代理若しくは媒介をする者が反社会的勢力であることが判明したとき。
- (10) 第19条に違反したとき。
3. お客様及び当社は、前二項に基づく本契約の解除を行う場合には、本契約違反のあった本サービスに係る本契約のみを解除することの他、お客様が当社と締結している全ての本サービスに係る本契約を一括して解除することもできるものとします。
4. お客様は、本条の定めにより当社から本契約の全部又は一部を解除されたときは、当然に期限の利益を失い、本料金等支払債務その他の当社に対する一切の債務を直ちに履行しなければなりません。なお、「第2章 機器販売サービス」に係る本契約、「第4章 請負型サービス」に係る本契約又は「第6章 建設業工事サービス」に係る本契約が解除された場合、お客様は、当社の指示に従い、目的物等を返還し(これに加え、目的物等の引渡しから返還までの間の利用料相当額の支払いを要する場合があります。))、又は目的物等の本料金相当額全額を支払うものとします。
5. お客様又は当社は、本条の定めにより本契約の全部又は一部を解除した場合であって、かつ自らに損害が発生したときは、その損害の賠償を相手方に請求することができるものとします。この場合、当社が賠償すべき損害の範囲については、第22条第1項及び第2項の規定を準用します。
- 第21条(本契約終了に伴う清算)
- 本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約が第4条第2項に基づき解約又は前条に基づき解除されたときは、当社は、その時点までに発生した本サービスに係る本料金を算定し、お客様と清算するものとします。
2. 前項の清算方法は、当社とお客様との間で別途協議のうえ定めるものとします。
- 第22条(損害賠償)
- お客様は、当社から本サービスの提供を受けるに際し当社の責めに帰すべき事由により直接の結果として現実には被った通常の損害に限り、当社に当該損害の賠償を請求することができます。但し、「第2章 機器販売サービス」に定める「対象販売機器等」及び「第3章 機器レンタルサービス」に定める「レンタル機器等」に係る設計上、製造上の過誤及び本サービスの使用上の過誤、使用結果、お客様の指示・指定に基づいて生じた損害等、当社の責めに帰すべからざる事由によりお客様が被った損害並びに逸失利益については、当社は、その責任を一切負いません。
2. 前項により当社が賠償するお客様の損害は、損害発生の原因となった本料金に相当する額(但し、月額料金については月額料金の3ヶ月分に相当する額、年額料金については年額料金の1年分に相当する額)を上限とします。但し、当社の故意又

- は重大な過失によりお客様が損害を被った場合は、この限りではありません。
3. 当社は、本サービスの提供に際しては、本要綱に定める責任以外いかなる責任も負いません。
4. お客様は、本サービスの利用にあたり、当社又は第三者(お客様の代表者、役員又は実質的に経営を支配する者、お客様の従業員及びお客様の業務委託先の従業員等を含みます。)に損害が発生した場合、お客様の責任と費用負担で解決するものとします。但し、当社の故意又は重過失により損害が発生した場合は、この限りではありません。

第23条(第三者の知的財産権の侵害)

「第2章 機器販売サービス」に定める「対象販売機器等」、「第3章 機器レンタルサービス」に定める「レンタル機器等」、「第4章 請負型サービス」に定める「対象成果物」(以下、併せて「対象成果物等」といいます。))に関して、お客様が第三者の知的財産権(特許権、実用新案権、商標権、意匠権又は著作権(著作権法第27条(翻訳権、翻案権)、第28条(二次的著作物の利用に関する著作権者の権利)に定める権利を含みます。))等の権利をいい、以下同じとします。))の侵害に基づく何らかの請求(以下「当該請求等」といいます。))を受けた場合、当該請求等を受けた事実を速やかに書面当に当社に通知しなければならないものとします。また、当社は、かかる通知を受けた場合には、当社の判断及び費用負担により、次の各号のいずれかの措置を講じることができるものとします。

- (1)権利侵害のない代替物との交換
 - (2)対象成果物等のうち権利侵害している部分の変更
 - (3)対象成果物等の継続的使用のための許諾又は権利取得
2. お客様が対象成果物等に関し当該請求等を受けた場合、お客様が当社に対し、速やかに前項に定める事実を通知すること、当該請求等処理、解決するための必要な権限を与えること及び合理的な範囲内において必要な協力を行うことを条件に、当社の費用によってお客様を防御し、お客様に対し、第22条に定める額を上限として、お客様が当該請求等によって負担することとなった金額(損害賠償金、和解金等)を補償します。但し、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本条の責任を負わないものとします。
- (1)対象成果物等が、当社よりお客様に提供された後に、当社以外の者により変更又は修正された場合
 - (2)当該権利侵害が、対象成果物等をお客様より提供、指定された仕様、設計又は指示に合致させるうえで不可避な場合
 - (3)対象成果物等以外の製品、材料、サービス等との組み合わせに基づいて当該権利侵害が生じた場合
 - (4)お客様による対象成果物等の不正な使用に基づいて当該権利侵害が生じた場合
3. お客様は、前項、第13条及び第34条の6の規定に拘わらず、対象成果物等が標準規格に準拠する場合において、当該標準規格を使用することにより不可避な第三者の知的財産権(以下「第三者 SEP」といいます。))の侵害に関し、当社が契約不適合責任、債務不履行責任、不法行為責任その他一切の責任を負わないことに同意するものとします。お客様は、本項が申込書等その他当社とお客様との間で取り交される文書(以下「本件書面」といいます。))よりも最優先で適用され、本件書面において当該本件書面が本要綱より優先される旨の規定がある場合であっても本項が優先されることに同意するものとします。本項に定める第三者 SEP の問題については、お客様は、当該第三者 SEP に基づく何らかの請求を行う権利者と直接交渉し、当該権利者との間で解決するものとします。
4. 当該請求等に関して当社が負担する責任の内容については、全て本条の定めるところによるものとします。

第24条(免責)

- 天災地変、火災等の災害、疫病又は感染症の流行、騒乱、暴動、ストライキその他の労働争議、戦争、動乱、テロ、輸送機関の事故、通関の遅延、原材料・電力等のエネルギーの調達困難(当該価格の高騰により経済的に調達が困難となった場合も含む。))、国内外の法令の制定・改廃、国内外の行政機関による公権力の行使その他、お客様及び当社のいずれの責めに帰すべからざる事由(以下、総称して「不可抗力事由」といいます。))による本契約の不履行又は遅滞については、お客様及び当社は、互いに相手方に対してその責任を負いません。但し、金銭債務については、この限りではありません。
2. 当社の通信ネットワークシステム(5G、LTE、WiMAX、cdma2000 1x、cdma2000 1xEVDO 等の通信規格を用いた電気通信サービスを提供するための当社の通信システムをいいます。以下同じとします。))及び UQ コミュニケーションズ株式会社の通信ネットワークシステム(WiMAX の通信規格を用いた電気通信サービスを提供するための通信システムをいいます。))は、将来的に変更(以下「システム変更」といいます。))する可能性があり、システム変更の内容によって、目的物等の通信機能が利用できなくなる場合があります。なお、当社は、お客様による目的物等の使用に重大な影響を及ぼすシステム変更を実施する場合は、お客様に事前に通知するものとしますが、システム変更に伴い通信機能が利用できなくなった場合であっても、当社は、一切の補償を行いません。
3. 前項の規定は、当社が別に定める契約約款の定めにより優先して適用されるものとします。
4. 目的物等の構成部品の一部又はファームウェア(以下「構成部品等」といいます。))は、製造元により予告なく変更される場合があります。また、構成部品等のうち、当社指定通信モジュール等に係るものについては当社により予告なく変更される場合があります。なお、当該変更によってお客様に生じた費用等について、当社は、一切負担を行わないものとします。

第25条(輸出入管理)

お客様は、目的物等又は当社が本サービスの遂行に必要な物品等を輸出入する場合、外国為替及び外国貿易法等の輸出入に関する関連法規及びその他適用される一切の法令を遵守するものとします。なお、お客様は、外国の輸出入に関する関連法規等が適用される場合には、それらの法規も遵守するものとします。

第25条の2(ソフトウェアの利用に係る禁止行為)

- お客様は、目的物等又は提出物に含まれるソフトウェア(以下「対象ソフトウェア」といいます。))について、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないものとします。
- (1)対象ソフトウェアを申込書等に定める使用目的以外の目的のために使用すること。
 - (2)対象ソフトウェアを、当該目的物等又は当該提出物とは独立して単体で使用する

- (3)申込書等において明示的に許諾されている場合を除き、対象ソフトウェアの全部又は一部を修正、改良、複製、開示、頒布、公開又はその他の方法で第三者に提供すること。
- (4)対象ソフトウェアの分析、リバースエンジニアリング(逆アセンブル・逆コンパイル等を含みますがこれらに限られません。))をすること。
- (5)対象ソフトウェアに付された著作権表示又は通知を削除又は変更すること。

第26条(通知義務)

お客様は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を書面にて当社に通知するものとします。

- (1)商号、代表者、住所、連絡先等を変更しようとする場合。
 - (2)第20条第2項各号のいずれかの事実が発生し、又はそのおそれがある場合。
2. 当社は、お客様が前項第1号の通知を怠ったことにより、当社が本契約に関連して発した通知がお客様に到達しない場合でも、その発信後7日を経過した時点をもってお客様に当該通知が到達したものとみなします。

第27条(権利義務の譲渡禁止)

お客様は、予め当社の書面による承諾を得ない限り、本契約上の権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し又は担保に供することはできません。

第28条(合意管轄)

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第29条(準拠法、言語)

本要綱及び本契約の準拠法は、日本国法とします。

2. 本要綱及び本契約は、日本語を正文とします。本要綱及び本契約につき、参考のために日本語以外の言語による翻訳文が作成された場合でも、日本語の正文のみが契約としての効力を有するものとし、当該翻訳文はいかなる効力も有しないものとします。

第30条(本契約及び本要綱の変更)

当社及びお客様は、別途協議のうえ書面で合意することにより本契約(申込書等の内容を含みます。))を変更することができ

2. 前項の定めにかかわらず、当社は、民法第548条の4の定めに従い、本要綱を変更することにより本契約を変更することができます。この場合、本サービスの利用については、変更後の本要綱によります。なお、当社は、変更後の本要綱及びその効力発生時期を、当社のホームページ(https://corp.okinawa-cellular.jp/corporate/disclosure/keiyaku_yakkan/)その他相当の方法で周知するものとし、変更後の本要綱は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

第31条(協議)

本要綱及び申込書等に定めのない事項又は本要綱若しくは申込書等の解釈について生じた疑義については、お客様と当社とが誠意をもって協議のうえ解決することとします。

第2章 機器販売サービス(売買契約)

第32条(機器販売サービス)

機器販売サービスとは、当社がお客様に対象物(以下「対象販売機器等」といいます。))の販売を行うサービスをいい、当社は、本要綱第1章及び本章並びに申込書等に基づき、対象販売機器等をお客様に売り渡し、お客様はこれを買受けるものとします。

第33条(保証の範囲)

当社は、申込書等に別段の定めがある場合を除き、納品時において当社が別途指定する仕様又は条件に従い、対象販売機器等が稼働することを保証します。

第34条(第三者の権利に係るプログラム等)

対象販売機器等に係る知的財産権は、当社又は対象販売機器等の製造元等の第三者に帰属するものとします。

2. 対象販売機器等に、第三者が権利を有するプログラム又はソフトウェア等(以下、総称して「第三者ソフトウェア等」といいます。))が含まれる場合について、当該第三者ソフトウェア等の使用及び取扱いについては、当該第三者ソフトウェア等に係る使用許諾条件等(GNU 一般公衆ライセンス(GPL)等のオープンソース・ソフトウェアの使用許諾条件を含みます。))が本要綱及び申込書等のために優先して適用されるものとします。また、当社は、第三者ソフトウェア等について、明示又は黙示を問わず、その商品性、完全性、正確性、安全性、目的適合性又は有用性、バグの不発生及び第三者の権利を侵害しないこと等について何ら保証するものではありません。
3. 前項に定める第三者ソフトウェア等に関する品質保証及び契約不適合責任については、お客様は、当該第三者ソフトウェア等の使用許諾条件等の定めるところに従い、当該第三者ソフトウェア等の権利者に対して直接請求し、当該権利者との間で解決するものとします。この場合、当社は、お客様に可能な範囲で協力するものとします。
4. 本条第1項に定める第三者ソフトウェア等に関する知的財産権の問題については、お客様は、当該知的財産権に基づく何らかの請求を行う権利者と直接交渉し、当該権利者との間で解決するものとします。この場合、当社は、お客様に可能な範囲で協力するものとします。
5. お客様は、お客様が本要綱及び申込書等に定めるお客様の義務を遵守することを条件として、当社指定通信モジュール等の販売を終了した場合であっても、販売終了時において既にお客様に引渡し済みの当該当社指定通信モジュール等に含まれる第三者ソフトウェア等を使用することができず、但し、当社は、当該当社指定通信モジュール等の契約不適合責任期間経過後の利用において発生した第三者ソフトウェア等の不具合について、一切の責任を負わないものとします。

第34条の2(モジュール販売要領書の適用)

お客様は、当社指定通信モジュール等の提供条件を定めるものとして、当社のホームページに掲載する販売要領書(以下「モジュール販売要領書」といいます。))が適用されることを予め同意するものとします。なお、第2条第2項の定めにかかわらず、本要綱に別段の定めがある場合を除き、モジュール販売要領書と本要綱の内容が抵触する場合は、本要綱の内容が優先して適用されるものとします。

2. 第30条第1項の定めにかかわらず、当社は、民法第548条の4の定めに従い、モジュール販売要領書を変更することにより本契約を変更することができます。この場合、本サービスの利用については、変更後のモジュール販売要領書によります。なお、当社は、変更後のモジュール販売要領書及びその効力発生時期を、当社のホームページ

その他相当の方法で周知するものとし、変更後のモジュール販売要領書は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

3. お客様は、当社指定通信モジュール等を組み込んだ製品等（以下「お客様製品等」といいます。）を開発・製造する場合、お客様製品等を使用する場合又は当社指定通信モジュール関連機器を使用する場合において、モジュール販売要領書及び別途交付する当社指定通信モジュール等の取扱説明書その他当社がお客様に交付する当社指定通信モジュール等の取扱方法に係る一切の書面（以下「対象取扱説明書等」といいます。）の記載事項を遵守するものとします。

4. お客様は、当社指定通信モジュール等をモジュール販売要領書に定める電気通信サービス以外の通信サービスに接続して利用しないものとします。

第34条の3（当社指定通信モジュール等利用時の電波法等の遵守）

お客様は、お客様がアンテナ（当社が別途指定するものを除きます。）及び当社指定通信モジュール等を併用して利用する場合、お客様の費用及び責任において、お客様製品等に対するお客様又はお客様製品等の製造元による登録認定機関（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第53条に定める登録認定機関をいいます。）による技術基準適合認定（以下「認定」といいます。）及び登録証明機関（電波法（昭和25年法律第131号）第38条の5に定める登録証明機関をいいます。）による技術基準適合証明（以下「証明」といいます。）の取得の要否を自ら確認するものとし、必要な認定及び証明を取得のうえ当社指定通信モジュール等及びお客様製品等を利用するものとします。但し、お客様は、当社が別途指定するアンテナと当社指定通信モジュール等を併用して利用する場合に限り、認定及び証明の取得を要しないものとします。

2. お客様は、お客様の費用及び責任において、お客様製品等について「無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）」及び「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）」に定める特定無線設備の技術基準適合証明等の取得の要否を自ら確認するものとし、当該証明等を取得のうえ、当社指定通信モジュール等及びお客様製品等を利用するものとします。
3. お客様は、お客様が日本以外の国又は地域において、当社指定通信モジュール等を自ら利用し、又は第三者に利用させる場合は、当該国又は地域の関連法規を遵守するものとします（当該関連法規に基づく当社指定通信モジュール等の登録、証明及び認定等の実施を含みます。）。

第34条の4（当社指定通信モジュール等の販売終了等の通知）

当社は、当社指定通信モジュール等の販売を終了する場合、製造元の倒産等別段の事情があるときを除き、当該当社指定通信モジュール等を購入したお客様に対し、モジュール販売要領書に定める期限までに販売終了を通知するものとします。なお、当該当社指定通信モジュール等の最終納入期限はモジュール販売要領書に定める期限とします。

2. 当社は、当社指定通信モジュール等の製造工程又は設計を変更する場合、当該当社指定通信モジュール等を購入したお客様に対し、モジュール販売要領書に定める期限までに工程変更又は設計変更を通知します。なお、当該変更によってお客様に生じた費用等について、当社は、一切負担を行わないものとします。

第34条の5（当社指定通信モジュール等における契約不適合の調査）

当社は、お客様からの第13条第2項に基づく通知を受け、かつモジュール販売要領書及び第34条の7第2項に定める契約不適合の調査条件を満たす場合に限り、当社がモジュール販売要領書に定める調査フローに基づき調査（以下「契約不適合の調査」といいます。）を実施するものとします。なお、契約不適合の調査にかかる費用は、通信費及び本条第4項に定める輸送に要する費用を除き、当社が負担するものとします。

2. 第13条の規定に拘わらず、モジュール販売要領書及び第34条の7第2項に定める調査条件を満たしていない場合には、当社は、契約不適合の調査を実施しないものとし、契約不適合責任を一切負わないものとします。
3. お客様は、契約不適合の調査に関し、次の各号に定める事項を予め承諾するものとします。

- (1) 契約不適合の調査の過程において、当社がお客様製品等から当社指定通信モジュール等を取り外すこと。
- (2) 当社指定通信モジュール等を分解して契約不適合の調査を行うこと。
- (3) 契約不適合の調査を行ったお客様製品等が返却されない場合があること。
- (4) 契約不適合の調査完了に数ヶ月の時間を要すること。
- (5) 契約不適合の部位及びその原因の特定ができない場合があること。
- (6) 当社が契約不適合の調査を実施した結果、(i) 契約不適合の部位及びその原因の特定ができない場合又は(ii) 当社指定通信モジュール等に契約不適合が生じた認められない場合、当社が契約不適合責任を負わないこと。

4. お客様は、契約不適合の調査にあたって、通信費及び当社が別途指定する場所への当社指定通信モジュール等又はお客様製品等の輸送に要する費用を負担するものとします。

第34条の6（当社指定通信モジュール等に係る契約不適合責任の取扱い）

お客様は、第13条第2項本文に拘わらず、①前条の契約不適合の調査の結果、当社指定通信モジュール等の契約不適合が発見された場合において、②第13条又は申込書等で定める契約不適合期間内に、(i) 当該契約不適合の部位がハードウェアであったことが判明したときは、当社は、当社の選択及び費用負担により、代替品との交換又は本料金の一部の減額を行うものとし、(ii) 当該契約不適合の部位が当社指定通信モジュール等に含まれるソフトウェアであったことが判明したときは、当社が第2項に基づき修補を行うものとします。なお、当社指定通信モジュール等に係る契約不適合責任の取扱いの詳細は、モジュール販売要領書に定めるものとし、一度当社が減額に応じた場合、他の規定に拘わらず、以後当社は、当該当社指定通信モジュール等の契約不適合に係る一切の責任を免れるものとします。

2. 当社は、前項に基づき、契約不適合の部位が当社指定通信モジュール等に含まれるソフトウェアであったことが判明した場合において、当社が別途定める条件を満たすときには、当社が指定するファームウェアバージョンへの Firmware Over-The-Air により修補を行うものとし、その他の手段による修補は行わないものとします。
3. 前二項に定める場合を除き、本条と他の規定との間で矛盾・抵触等がある場合、第13条が最も優先的に適用されるものとし、次に本条が優先して適用されるものとします。なお、疑義を避けるために付言すると、第13条及び本条の適用が他の規定については他の規定が適用されるものとします。

第34条の7（回路図等）

お客様は、当社の要請に従い、お客様製品等が対象取扱説明書等に定められたハードウェア設計と適合していることを確認（以下「本確認」といいます。）するために、当社

及び当社指定通信モジュール等の製造元等の第三者に対し、当社指定通信モジュール等とお客様製品等の接続部分に関する回路図及び Printed Circuit Board 図等（以下、併せて「回路図等」といいます。）を提供するものとし、お客様が回路図等を変更した場合は、直ちに、変更後の回路図等を当社及び当社指定通信モジュール等の製造元等の第三者に提供するものとします。なお、本確認は、お客様製品等が対象取扱説明書等に定められたハードウェア設計から逸脱していないことの確認を目的としたものであり、回路図等の妥当性を当社が保証するものではありません。

2. 当社は、お客様が回路図等を提供しない場合、お客様製品等が対象取扱説明書等に定められたハードウェア設計に適合しないことが判明した場合、又はお客様がお客様製品等に当社が別途定める Major Issue を適用しないことを確認した場合、第34条の5に定める契約不適合の調査を行わないものとします。

第3章 機器レンタルサービス（賃貸借契約）

第35条（機器レンタルサービス）

機器レンタルサービスとは、当社がお客様に対象物（以下「レンタル機器等」といいます。）のレンタルを行うサービスをいい、当社は、本要綱第1章及び本章並びに申込書等に基づき、レンタル機器等をお客様に賃貸し、お客様はこれ賃借するものとします。

第36条（提供開始日等）

機器レンタルサービスについては、検査合格書にお客様が記入した検収日をもって、提供開始日とします。

2. 本契約の終了をもって機器レンタルサービスの提供は終了するものとします。

第37条（保証の範囲）

当社は、申込書等に別段の定めがある場合を除き、納品時において当社が別途指定する仕様又は条件に従い、レンタル機器等が稼動することを保証します。

第38条（サービス内容の変更等）

当社は、レンタル機器等又は修理用部品等の製造終了等により、機器レンタルサービスの提供継続が困難となった場合、予めお客様に通知のうえ、機器レンタルサービスの提供条件を変更し、又は契約期間を短縮若しくは終了することができるものとします。

第39条（レンタル機器等の使用保管）

お客様は、善良なる管理者の注意をもって、レンタル機器等が正常に稼動するよう適切に設置、使用及び保管等を行い、その設置、使用及び保管等にあたっては法令及び官公庁等の規則又は指示等を遵守しなければなりません。

2. お客様は、事前に当社の書面による承諾を得ることなく、レンタル機器等に関し、次の各号で定める行為を行ってはなりません。
 - (1) レンタル機器等に貼付されている所有権の帰属を示す表示、証票等を剥がし、又はこれを毀損若しくは汚損すること。
 - (2) レンタル機器等を第三者に転貸その他使用させ、担保権その他権利の客体とし、又はその他当社若しくは第三者の権利を侵害すること。
 - (3) レンタル機器等を他の不動産、動産に付着させること。
 - (4) レンタル機器等を改造し、加工し、又はその他原状を変更すること。
 - (5) レンタル機器等の占有を移転し、又はレンタル機器等を設置場所から移動すること。

3. レンタル機器等に付着した他の機器類の所有権は、事前に当社が書面で承諾した場合を除き、全て当社に帰属します。
4. お客様は、第三者がレンタル機器等について権利主張し、又は保全処分若しくは強制執行等を行うおそれにより当社又は第三者の権利が侵害されるおそれがあるときは、お客様は、直ちにその旨を当社に通知するものとし、レンタル機器等の所有権等が当社又は第三者に帰属することを主張、立証し、その侵害の防止に努めるものとします。
5. お客様は、レンタル機器等の毀損又は滅失等（紛失、盗難等を含み、また、天災地変その他原因の如何を問いません。以下、本項において同じとします。）が発生したときは、次の各号で定める責任を負うものとします。

- (1) お客様は、レンタル機器等が毀損した場合には、お客様の責任と費用負担により、次のイ又はロのいずれかの措置を講じるものとします。
 - イ. レンタル機器等を完全な状態に復元又は修理すること。
 - ロ. レンタル機器等と同等以上の状態及び品質を有する機種と取り替えること。
- (2) お客様は、レンタル機器等の毀損又は滅失等が発生した場合には、直ちに、その旨を書面で当社に通知するものとします。また、お客様は、レンタル機器等に滅失等が発生した場合、当社が別に指定するレンタル機器等の購入代金に相当する額及び第4条第3項に基づき発生する解約調整金を当社に支払うものとします。この場合、レンタル機器等に滅失等が発生した日をもって、何ら意思表示を要することなく当然に、当該レンタル機器サービスに係る本契約は終了するものとします。

第40条（費用等の負担）

お客様は、レンタル機器等の設置、使用及び保管に係る税金その他の費用等（海外において課される税金その他の費用等を含みます。）を負担するものとします。

第41条（レンタル機器等の返還）

お客様は、レンタル機器等のレンタルが終了したときは、当該終了の日の翌日から7日（但し、レンタル機器等が海外に設置されている場合には30日とします。以下「返還期限」といいます。）以内に、レンタル機器等を原状に復して当社が別に指定する方法により当社に返還しなければなりません。なお、返還に要する費用については、お客様が負担するものとします。

2. 当社は、お客様が返還期限までに前項に基づきレンタル機器等を当社に返還しない場合には、当社又は当社が別に指定する者がレンタル機器等を引き上げ、これを原状に復する等の必要な措置を講じることができるものとします。この場合、お客様は、これを拒否し又は妨害してはならないものとし、このために当社が負担した費用の全額を当社に賠償するものとします。
3. お客様は、レンタル機器等の返還にあたり、お客様の責任と費用負担でレンタル機器等に記録されているお客様のデータ等を消去するものとします。なお、当社は、レンタル機器等に記録されているお客様のデータ等を消去及び保護等する義務を負わないものとし、これによりお客様その他第三者が損害を被った場合であっても、当社に故意又は重大過失がある場合を除き、その責任を一切負わないものとします。
4. お客様は、返還期限までにレンタル機器等の返還が完了しない場合には、返還期限の

翌日からレンタル機器等の返還が完了する日までの日数(以下「延滞日数」といいます。))に応じ、機器レンタルサービスの本料金を日割計算した額に相当する額を当社に支払うものとします。なお、当社は、延滞日数が1ヶ月に満たない端数が生じた月について、1ヶ月分の本料金に相当する額をお客様に請求する場合があります。

第42条(第三者の権利に係るプログラム等)

本章に定めるレンタル機器等のうち、プログラム等の使用及び取扱いについては、第34条が適用されるものとします。

第4章 請負型サービス

第43条(契約の形態が請負であるサービスの提供)

請負型サービスとは、当社がお客様に対して提供する役務のうち、当社がお客様に対し仕事の完成を約する請負契約により提供されるものであって、次の各号のいずれかに該当するサービス(第6章に定める建設業工事サービスに該当するものは除き、以下「請負型サービス」といいます。)をいいます。なお、当社は、本要綱第1章及び本章並びに申込書等に基づき、お客様に当該サービスを提供します。

(1)対象物又は通信ネットワーク等の設計、開発、構築、環境設定等を行うサービス(但し、申込書等に別段の定めがない限り、アジャイル開発手法によるものを除きます。)

(2)その他、当社が請負型サービスであることを申込書等に記載したうえで提供するサービス

第44条(保証の範囲)

当社は、申込書等に別段の定めがある場合を除き、納品時において当社が別途指定する仕様又は条件に従い、請負型サービスの成果物(以下「対象成果物」といいます。))が稼動することを保証します。

第45条(協働と役割分担)

お客様及び当社は、請負型サービスの円滑かつ適切な提供のためには、仕様書等の早期かつ明確な確定が重要であり、当該仕様書等に基づいてお客様及び当社双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとします。

第46条(責任者及び主任担当者)

お客様は、当社が本契約の履行を行ううえで必要なお客様における各種の意思決定(対象成果物の仕様の策定、納品後の目的物等の検査の合格又は特別採用に関するお客様の意思決定等を含みます。)を行うプロジェクトオーナー(以下「責任者」といいます。))及び請負型サービスに関する当社との連絡、確認、及び当社への要請、並びに当社への注文上の指図等を行う主任担当者(以下「主任担当者」といいます。))をそれぞれ定めて当社に通知するものとします。

2. お客様は、責任者及び主任担当者を変更する場合には、その旨を予め書面で当社に通知するものとします。

第47条(連絡協議会)

お客様及び当社は、請負型サービスの進捗状況の共有や課題の解決を行うため、必要に応じて、別途取り決めた頻度及び参加者で定期的に連絡協議会を行うことができるものとします。但し、本契約の変更は、お客様及び当社の書面による合意又は第30条に定める手続きによってのみ、行うことができるものとします。

2. 前項の定めに拘わらず、当社は、請負型サービスの提供を行うにあたって第49条第1項各号に定める事由のいずれか又は当該サービスの提供に支障を与えるおそれのある課題が発生した場合に、臨時の協議会を開催することができ、また、お客様のうち必要な者(責任者又は主任担当者及び当該課題等の解決に必要な知見を有する者とします。但し、当該課題について責任者又は主任担当者による解決が難しいと当社が判断した場合、お客様において本契約の変更等に係る権限を有する者も含みます。))の出席を求めることができるものとし、お客様は、その求めに応じるものとします。

第48条(開発環境等の提供)

お客様は、当社が請負型サービスを提供するにあたり必要となる資料、機械設備、環境等を当社に無償で貸与又は提供するものとし、当社が当該機械設備、環境等を利用することに伴い発生する光熱費等は、合理的に必要とされる範囲でお客様が負担するものとします。

第49条(納期、本料金等の変更)

次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、お客様に対し、請負型サービスの内容、納期、作業期間等の追加又は変更を請求できるものとします。

(1)当社が請負型サービスに係る業務に着手した後、お客様の要求事項・設計、仕様、スケジュール等に変更若しくは追加があったとき。

(2)お客様の指示、確認、資料等の提供や義務の履行が遅延したとき、又はそれらに不備が発見されたとき。

(3)前二号により、要件定義・論理設計作業を行った結果、以降の工程の作業量が増加することが明らかになったとき。

(4)その他当社の責めに帰すべからざる事由により納期までに対象成果物を納入できないことが明らかになったとき。

2. 前項各号のいずれかに該当し、かつ超過料金が発生した場合には、当社は、お客様に対し、第6条第3項及び第4項に基づく超過料金の請求等の措置を行うことができます。

第50条(知的財産権等)

対象成果物(プログラム関連のドキュメントを含みます。以下同じとします。))に係る知的財産権及び第4章 請負型サービスの提供過程で生じた知的財産権は、当社又は当社の再委託先等の第三者に帰属するものとします。

2. 当社は、対象成果物に係る著作権について、お客様に対して譲渡不能、非独占的な使用权のみを許諾するものとし、複製権、改変権、翻訳権、翻案権、公衆送信権その他のいかなる権利も許諾しません。

3. 前項の定めに拘わらず、お客様は、対象成果物について、当社と別途協議し当社が書面で承諾した場合に限り、当社が示す条件に従い、当該対象成果物を複製、改変、譲渡、又は公衆送信することができます。

第51条(報告等)

当社は、お客様に許諾した知的財産権に係る対象成果物の使用状況に関する報告をお客様に求め、また、当該使用状況に関する監査を行うことができるものとします。

2. 対象成果物について、知的財産権に基づく使用期限がある場合、お客様は、当該期

限経過後速やかに、当該対象成果物をお客様の責任において全て破棄するものとし、ます。

第52条(第三者知的財産権の利用)

当社及びお客様は、第三者の知的財産権(第三者ソフトウェア等に係る知的財産権を含み、以下、「第三者知的財産権」といい、申込書等の提出前に利用を予定している知的財産権に限ります。))を対象成果物が備える予定の機能、仕様の一部とするために利用しようとするときは、申込書等に別途その旨を定めるものとします。

2. 前項に基づき第三者知的財産権を利用することとなった場合、お客様は、お客様の責任と費用負担において、お客様と当該第三者との間で当該第三者知的財産権の使用許諾契約及び保守契約を締結する等、必要な措置を講じるものとします。但し、当社が、当該第三者知的財産権をお客様に利用許諾する権限を有する場合は、お客様と当社の間において使用許諾契約を締結する等、必要な措置を講じるものとします。

3. 当社は、第三者知的財産権に関して、知的財産権の侵害がないこと及び不具合のないことを保証するものではなく、第1項に基づく利用決定時に、権利侵害又は不具合の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとします。但し、前項但書の場合で、お客様及び当社間において当該第三者知的財産権に関する使用許諾契約が締結され、当該使用許諾契約に別段の定めがあるときは、当該定めによるものとします。

第53条 (FOSS の利用)

当社及びお客様は、フリー・オープンソース・ソフトウェア(以下「FOSS」といいます。))を対象成果物が備える予定の機能、仕様の一部を実現するために利用しようとするときは、申込書等に別途その旨を定めるものとします。

2. 前項に基づき FOSS を利用することとなった場合、お客様は、お客様の責任と費用負担において、当社又は第三者との間で FOSS の保守、障害対応支援契約の締結等、必要な措置を講じるものとします。

3. 当社は、FOSS に関して、知的財産権の侵害がないこと及び不具合のないことを保証するものではなく、第1項に基づく利用決定時に、権利侵害又は不具合の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとします。

第5章 準委任型サービス

第1節 共通事項

第54条(契約の形態が準委任であるサービスの提供)

準委任型サービスとは、次の各号に定めるサービスの全部又は一部をいい、当社は、本要綱第1章及び本章並びに申込書等に基づき、準委任型サービスをお客様に提供するものとします。なお、準委任型サービスの提供において、当社の義務は、当社の保有する当該準委任型サービスに関する専門的な知識及び経験に基づき、善良な管理者の注意をもって、当該準委任型サービスを提供することに限られるものとします。

(1)お客様のシステム若しくは通信ネットワーク等の要件定義支援又はお客様のシステム、通信ネットワーク及びセキュリティ対策並びにお客様の事業戦略及び業務効率化等に係る調査、分析・評価、課題整理、立案、助言及び提案等のコンサルティングサービス

(2)お客様が管理、運用又は利用する対象物(以下「サポート対象機器等」といいます。))に故障、不具合、動作不良その他トラブル(以下、併せて「不具合等」といいます。))が生じたとき、当該不具合等の解消のために必要な対応(サポート対象機器等の修理、交換、設定及びファームウェアアップデート等を含みますが、これらに限られません。))を行うサービス及びサポート対象機器等の利用方法、不具合等に係るお客様からのお問合せ対応サービス(以下、併せて「サポートサービス」といいます。))

(3)お客様が管理、運用又は利用する電気通信設備、電気通信回線、ネットワークその他当社所定のサービス又は通信機器等(以下「対象ネットワーク等」といいます。))に係る運用、監視、保守及び障害対応等を行うサービス(以下「マネージドサービス」といいます。))

(4)その他当社所定の準委任型サービス

第55条(準委任型サービスの利用)

お客様は、準委任型サービスの利用にあたり、次の各号に掲げる義務を、お客様の業務上可能な範囲で、適時かつ適切に遂行するものとします。

(1)当社から準委任型サービスの提供を受けるために適した人員を配置するものとし、当社が合理的に必要なとする協力、作業を実施すること

(2)当社が、お客様から提供を受け使用する資料等がある場合、当社による準委任型サービスの提供に必要な当該資料等の使用の承諾、許諾、権利を当社のために取得すること

(3)当社の要望に応じ、当社に対し正確かつ信頼できる情報を提供すること

(4)当社に対し、当社による準委任型サービスの提供に適した事務環境、充分な資源、資材、機材及び備品等並びに必要とする技術資料、情報等を無償で提供又は貸与すること

2. 当社が準委任型サービスの提供において、お客様に対し、立案、助言又は提案等を行った場合、これらに基づいてお客様が行った全ての意思決定(方針、選択、行為を含みますが、これらに限られません。))及び当該決定から生じた結果に対する責任は、全てお客様が負担するものとします。

第56条(提供開始日及び提供終了日)

準委任型サービスの提供開始日は、次表のとおりとします。

	検査合格書(第8条第2項に定めるものをいい、本条において以下同じとします。))の記載	準委任型サービスの提供開始日
(1)	検査合格書に準委任型サービスの役務提供開始日が特記されている場合	当該役務提供開始日
(2)	検査合格書に準委任型サービスの役務提供開始日が特記されていない場合	検査合格書にお客様が当該準委任型サービスの提供開始日として記入する検収日

2. 前項の定めに拘わらず、第8条第3項に基づき検査合格書が交付されたものとみなされた場合、準委任型サービスの提供開始日は、次表のとおりとします。

	申込書等又は納品書兼作業完了通知書の記載	準委任型サービスの提供開始日
(1)	納品書兼作業完了通知書に準委任型サービスの役務提供開始日が特記されている場合	当該役務提供開始日
(2)	申込書等に基づき準委任型サービスの提供開始日が合意されていた場合	当該合意により定める日
(3)	前二号に定める日が矛盾又は抵触している場合	第 1 号に定める役務提供開始日
(4)	第1号又は第2号に定める日のいずれも存在しない場合	第8条第3項に基づき検査合格書が交付されたときとみなされる日

3. 準委任型サービスの提供終了日については、別段の合意がある場合を除き、申込書等、検査合格書又は納品書兼作業完了通知書に記載のとおりとします。

第57条 (提出物の取扱い)

当社は、準委任型サービスの提供において、サービス提供状況を記載した報告書、レポートその他申込書等に定める提出物(試作品、未完成品及び仕掛品を含みます。以下、併せて「提出物」といいます。)をお客様に提出する場合があります。なお、疑義を避けるために付言すると、提出物について、いかなる場合でも、目的物等とはみなされないものとし、第5条、第7条、及び第9条乃至第13条の適用を受けないものとします。

2. お客様は、お客様の責任及び費用負担において、提出物を利用するものとし、当社は、お客様が提出物を利用したことによりお客様又は第三者に生じた損害について、当社に故意又は重大過失がない限り、一切責任を負いません。

第58条 (提出物に係る知的財産権等)

提出物に係る知的財産権及び準委任型サービスの提供過程で生じた知的財産権については、当社又は当社の再委託先等の第三者に帰属するものとします。

2. 当社は、提出物に係る著作権について、お客様に対して譲渡不能、非独占的な使用権のみを許諾するものとし、複製権、改変権、翻訳権、翻案権、公衆送信権その他のいかなる権利も許諾しません。

3. 前項の定めに拘わらず、お客様は、提出物について、当社と別途協議し当社が書面で承諾した場合に限り、当社が示す条件に従い、当該提出物を複製、改変、譲渡、又は公衆送信することができます。

第59条 (提出物に係る報告等)

当社は、お客様に許諾した知的財産権に係る提出物の使用状況に関する報告をお客様に求め、また、当該使用状況に関する監査を行うことができるものとします。

2. 提出物に係る知的財産権に期限がある場合、お客様は、当該期限経過後速やかに、当該提出物をお客様の責任において全て破壊するものとします。

第60条 (提出物に係る第三者知的財産権の利用)

本章に定める提出物のうち、第三者知的財産権の利用についての取扱いは、第52条の「対象成果物」を「提出物」に読み替えて適用するものとします。

第61条 (提出物に係る FOSS の利用)

本章に定める提出物のうち、FOSS の利用についての取扱いは、第53条の「対象成果物」を「提出物」に読み替えて適用するものとします。

第62条 (責任者、主任担当者及び連絡協議会)

お客様の責任者及び主任担当者の選定並びにお客様と当社との連絡協議会の取扱いについては、第46条及び第47条に準じるものとします。

第63条 (準委任型サービスの利用中止等)

当社は、保守作業、点検作業、システム復旧又は不可抗力事由その他のやむを得ない理由により準委任型サービスの全部又は一部の利用を一時的に中止又は停止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により準委任型サービスの利用を一時的に中止又は停止した場合であって、その事由が解消されたときは、利用の中止又は停止を解除するものとします。

3. 当社は、第1項の規定により準委任型サービスの中止又は停止を行う場合、予めその旨をお客様に通知するものとします。但し、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

4. 第1項の規定により準委任型サービスの利用が中止又は停止された場合であっても、お客様は、第3条に従い、その準委任型サービス利用期間中の本料金等の支払いを要します。

第64条 (非保証)

当社は、準委任型サービスの内容(提出物の内容を含みますが、これに限られません。)及び結果について、その完全性、正確性、安全性、目的適合性又は有用性等につき、何ら保証するものではなく、当該内容及び結果が第三者の権利を侵害しないこと等について何ら保証するものではありません。

2. 前項に定めるほか、当社は、サポートサービス及びマネージドサービスの提供において、不具合等の解消及び障害の復旧に必要な対応を実施する場合がありますが、当該対応が不具合等の解消及び障害の復旧を保証するものではなく、当該対応の実施結果について、当社に故意又は重大過失がある場合を除き、何らの責任も負わないものとします。

第2節＜サポートサービス＞

第65条 (サポートサービス)

当社は、本要綱第1章、本章第1節及び本節並びに申込書等に基づき、お客様にサポートサービスを提供するものとします。

2. 当社がお客様に提供するサポートサービスの具体的内容は、当社が別途提示する仕様書、要領書又は運用保守要領書等に定めるとおりとします。

第66条 (プログラムの更新)

サポートサービスに基づき更新版が提供されるプログラムは、申込書等に記載のプログラムとし、提供されたプログラムの更新版については、本要綱及び更新版の元となるプログラムの使用許諾契約の諸条項が適用されるものとします。なお、更新版が元のプログラムに置き換わり、更新版単独で機能する場合には、更新版が提供された時点で元のプログラムの使用権は消滅するものとします。

第67条 (対象外作業)

お客様又は第三者が行ったサポート対象機器等の仕様変更、改造、オーバーホール、移設又は次の各号のいずれかによって生じるサポート対象機器等の故障の修理及び調整並びにプログラムのトラブル原因の調査等(以下、併せて「対象外作業」といいます。)は、サポートサービスの範囲に含まれないものとします。

- (1)当社が定める使用方法以外の使用に起因する場合。
- (2)当社が定める規格外の入出力媒体又は当社規格外の消耗品等の使用に起因する場合。
- (3)当社が定める機器設置基準の範囲外的环境で使用したこと起因する場合。
- (4)当社の提供によらないプログラム等に起因する場合。
- (5)その他災害等に起因する場合。

2. 前項の定めに拘わらず、お客様の依頼に応じて当社が対象外作業を実施した場合、お客様は、対象外作業に係る当社所定の料金を別途負担するものとし、当該料金が発生した日の属する月の末日から起算して30日以内に当社に支払うものとします。

第68条 (耐用年数)

当社は、サポート対象機器等の全部又は一部について耐用年数を超える等の理由から正常な稼働の維持が困難であると判断した場合、お客様に対し、お客様の負担によるサポート対象機器等のオーバーホール又は取替えを要請することができるものとします。

2. 前項の要請にも拘わらず、お客様がこれに応じないときは、当社は、直ちにサポートサービスに係る提供条件を変更します。

第69条 (サービス内容の変更等)

当社は、サポート対象機器等の提供中止若しくは製造中止、サポート対象機器等に関連する部品の提供中止若しくは製造中止又はその他サポート対象機器等の稼働及びサポートサービスの提供継続が困難となった場合、予めお客様に通知のうえ、サポートサービスの内容、提供条件を変更し、又は契約期間の短縮若しくは終了させることができるものとします。

2. 当社が前項に基づき、サポートサービスの内容、提供条件の変更を行う場合、仕様書、要領書又は運用保守要領書等の内容を変更することがあります。

第70条 (削除)

第71条 (サポート対象機器等の移設等)

お客様は、サポート対象機器等の設置場所、設置条件又はサポートサービスに係る連絡先等を変更する場合には、事前に書面により当社に通知するものとします。なお、サポート対象機器等の移設費用は、お客様の負担とします。

第72条 (サポート対象機器等の改造及び連結)

お客様は、サポート対象機器等を改造し、又は他の装置や器具を取り付け、若しくは連結する場合には、事前に当社の書面による承諾を得るものとし、これに要する費用はお客様の負担とします。

第3節＜マネージドサービス＞

第73条 (マネージドサービス)

当社は、本要綱第1章、本章第1節及び本節並びに申込書等に基づき、お客様にマネージドサービスを提供するものとします。

2. 当社がお客様に提供するマネージドサービスの具体的内容並びに当社がマネージドサービスを提供するために使用する当社の監視用の電気通信設備及び電気通信回線は、当社が別途提示する仕様書、要領書、運用保守要領書又は当社のホームページ(<https://biz.kddi.com/support/user/managed-service/>)に掲載する提供条件書等にて定めるとおりとします。

第74条 (マネージドサービスの利用に係るお客様の協力義務)

当社がマネージドサービスの提供にあたり、お客様が第三者と締結した対象ネットワーク等に係る保守内容等についてお客様に対して開示を求めた場合には、お客様はこれに応じるものとします。

第75条 (サービス内容の変更等)

当社は、対象ネットワーク等の提供中止若しくは製造中止、対象ネットワーク等に関連する部品の提供中止若しくは製造中止又はその他対象ネットワーク等の稼働及びマネージドサービスの提供継続が困難となった場合、予めお客様に通知のうえ、マネージドサービスの内容、提供条件を変更し、又は契約期間の短縮若しくは終了させることができるものとします。

2. 当社が前項に基づき、マネージドサービスの内容、提供条件の変更を行う場合、仕様書、要領書又は運用保守要領書等の内容を変更することがあります。

第76条 (マネージドサービス利用料の扱い)

マネージドサービスに係る本料金(以下「マネージドサービス利用料」といいます。)は、初期費用及びマネージドサービス月額利用料から構成されるものとします。お客様は、本契約成立後、本要綱及び申込書等に定める条件に従い、マネージドサービス利用料を当社に支払うものとします。

- 第3条第2項の定めに拘わらず、マネージドサービス利用料のうち、マネージドサービス月額利用料については、マネージドサービスの提供が暦月の途中で開始又は終了した場合、当該月のマネージドサービス月額利用料は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1)マネージドサービスの提供が暦月の途中で開始された場合は、当該月のマネージドサービス月額利用料を無料とします。但し、マネージドサービスの提供を暦月の初日から開始した場合は、当該月のマネージドサービス月額利用料の全額の支払いを要します。
 - (2)マネージドサービスの提供が暦月の途中で終了した場合は、当該月のマネージドサービス月額利用料の全額の支払いを要します。但し、マネージドサービスの提供が暦月の初日に終了した場合は、当該月のマネージドサービス月額利用料を無料とします。

第6章 建設業工事サービス

第77条 (提供内容)

建設業工事サービスとは、お客様が利用する電気通信設備等に関する工事(以下「本件工事」といいます。)を行うサービスをいい、当社は、本要綱第1章及び本章並びに申込書等に基づき、お客様に建設業工事サービスを提供するものとします。

2. 当社は、お客様の請求があるときは、遅滞なく、本件工事の施工の順序を定めた工程表を作成し、事前にお客様の承認を受けるものとします。

第78条(材料等)

当社は、本件工事に必要な機械器具、建設機械及び材料等(以下、併せて「工事部材等」といいます。)を調達するものとします。

- お客様が当社に対し、工事部材等を提供する場合、お客様と当社とが別途協議し、その内容と方法を定めるものとします。

第79条(完成)

当社は、本件工事が完成したときは、お客様に対し、本件工事の完成した日を通知し、お客様は、本件工事の成果(以下「本件工事成果」といいます。)について第7条に基づき、検査を行うものとします。

第80条(工事前仮設備等の撤去)

当社は、本件工事が完成した場合、お客様の指定する日までに、お客様から提供された工事部材等のうち費消しなかった工事部材等があるときは、これをお客様に返還し、工事前仮設備、機械器具及びその他の材料等(以下、併せて「工事前仮設備等」といいます。)が工事現場にあるときは、これを撤去するものとします。当社がこれらを撤去しない場合、お客様は、これを撤去し、当社に対してその費用の償還を請求することができます。但し、お客様が残置することを承認した工事前仮設備等については、この限りではありません。

第81条(工事部材等に係る責任)

第13条の定めにかかわらず、工事部材等に対して製造元等による修補、代替品との交換、返金等の保証条件が付されている場合には、お客様は、当該条件の定めるところに従い、製造元等に対して直接請求し、それらとの間で解決するものとします。この場合、当社はお客様に対し可能な範囲での協力を行うものとします。

第82条(工事変更等)

お客様及び当社は、双方協議のうえ書面で合意することにより、本件工事の内容、工期、工程又はその他建設業工事サービスに係る本契約の内容を変更することができます。

- 大幅な物価変動等により建設業工事サービスに係る本料金が不適当となった場合、お客様と当社が協議して書面で合意することにより当該料金の額を変更できるものとします。

第83条(工事遅延の場合の損害賠償金)

当社の責めに帰すべき事由により工期の最終日から6ヶ月を経過しても本件工事が完成しない場合、お客様は、当社に対し、遅延賠償金として工期の最終日から6ヶ月を経過した日より起算して本件工事が完成する日までの日数に応じ1日につき建設業工事サービスに係る本料金(当該遅延に係る部分に限ります。)の1万分の4に相当する額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。)の支払いを請求することができます。

第84条(第三者の損害)

当社は、建設業工事サービスの提供にあたり、当社の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、当社が自己の責任において解決するものとします。

第85条(知的財産権)

本件工事成果に係る知的財産権については、第50条乃至第53条の規定が準用されるものとします。

第86条(契約解除の場合の出来形部分の引渡し等)

建設業工事サービスに係る本契約が解除された場合、当社は、お客様に対し、本件工事の出来形部分を現状のままで引渡し、かつ第78条第2項に基づきお客様から提供された工事部材等のうち費消しなかったものがあるときは、これを返還します。この場合、お客様は、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により、本件工事の出来形部分に相当する建設業工事サービスに係る本料金及び当社が既に調達済みの工事部材等に係る調達費用を、当社に支払うものとします。また、お客様は、事前に当社の書面による承諾を得ることを条件として、工事前仮設備等を相当の対価をもって当社から買い取り又は借り受けることができるものとします。

以上

附 則(第1. 0版)

(実施期日)

本要綱は、2019年2月18日から実施します。

附 則(第1. 1版)

(実施期日)

本要綱は、2021年6月28日から実施します。

附 則(第2. 0版)

(実施期日)

本要綱は、2024年1月1日から実施します。

附 則(第2. 1版)

(実施期日)

本要綱は、2026年9月1日から実施します。